

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成29年10月18日(水)午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 <sup>たぐち</sup>6田口 <sup>よしのり</sup>慶則・<sup>むくした</sup>7椋下 <sup>たもつ</sup>保・<sup>みやもと</sup>14宮本 <sup>まさはる</sup>政春・<sup>もりやま</sup>15守山 <sup>たかゆき</sup>孝之  
<sup>なかたに</sup>16中谷 <sup>ひでや</sup>秀也・<sup>にしもり</sup>17西森 <sup>よしのり</sup>偉統・<sup>ゆうき</sup>18結城 <sup>しんぞう</sup>晉三・<sup>もろと</sup>20諸戸 <sup>よしあき</sup>善昭  
<sup>なかのこ</sup>22中野たつ子

以上9名

欠席部会委員 <sup>かたおか</sup>23片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹  
美杉：前山主査

議事録署名者 <sup>たぐち</sup>6田口 <sup>よしのり</sup>慶則・<sup>みやもと</sup>14宮本 <sup>まさはる</sup>政春

事 項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第6号 非農地証明願について  
議案第7号 買受適格証明願(公売)について  
議案第8号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第2農地部会を開会させていただきます。  
本日の欠席は片岡眞郁委員の1名で、出席委員は9名です。  
それでは、議事録署名に6番 田口慶則委員、14番 宮本政春委員、よろしくお願ひします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項のほうよろしくお願ひします。
- 事 務 局 大変失礼ですけども、座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。  
議案書の1ページから3ページをお願ひいたします。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1から4で、3ページをお願ひします。  
件数は合計で4件、合計面積は1万6,979.82㎡で、その内訳は田が1万998㎡、畑が5,683.82㎡、その他、これは台帳地目が雑種地となっている農地ですが、これが298㎡でございます。  
これにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
4ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
番号1、貸駐車場用地の1件で、面積は畑で198㎡でございます。  
報告案件につきましては、以上で説明を終わります。  
よろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。  
事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。  
それでは、議案事項に入らせていただきます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。  
事務局の説明願ひます。
- 事 務 局 5ページをお願ひいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  
番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 2万800㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,888㎡、申請地 戸木町北川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 363㎡。  
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。  
番号2、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,630㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,520㎡、申請地 一志町井関若林\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 105㎡外3筆、合計面積 1,037㎡。  
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲

り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,421㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,664㎡、申請地 一志町庄村涼坂\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 492㎡外1筆、合計面積 1,622㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、面積 1万1,667㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 552㎡、申請地 一志町高野下川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を廃止する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,841.37㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,660㎡、申請地 白山町川口小野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 455㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件で、合計面積は4,029㎡、このうち田が2,955㎡、畑が1,074㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。先日の10日に現地確認してきました。地元推進委員、そして農業委員のほうから棕下さんと諸戸さんと私、それから事務局で見てまいりました。

場所は\_\_\_\_\_約1キロのところに高速が通っています。高速のすぐ東ぐらゐのところ。先ほどの事務局の説明どおりでございます。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

宮本委員

14番、宮本です。10日の日に現地確認、守山会長と地元推進委員立ち会いで、事務局と現地へ確認をしに行ったのですが、渡人が高齢でもう農業をやれないというような感じでした。何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

3番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。3番、川合、10日の日に宮本委員と私と、それから地元推進委員と事務局で、現地確認を行いました。場所は一志町庄村の\_\_\_\_\_の近くでありまして、優良農地、かなり大きな圃場であります。そして、\_\_\_\_\_さんは現在この田を耕作しているわけでありまして、それを事務局の説明のとおり所有権移転という形で申請したということでもあります。

その次、高岡ですけれど、やはり同日に現地確認を行いました。地元推進委員と、それから事務局で行いました。現場は畑であり、そこを耕作するということでもあります。事務局から詳細な説明のとおりでありまして、何ら問題がないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
5番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日の日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、それと総合支所から2名、行政書士とで確認をしてみました。場所は\_\_\_\_\_の西約800メートルの弁天川の南側に当たります。家の近くで以前は荒れていたようですが、所有権移転後はそこで野菜をつくられるということで、農業にも結構熱心な方ですので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 6ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町狭見山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,211㎡。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、利用率といたしましては転用面積の43.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町馬屋敷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 973㎡。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、利用率といたしましては転用面積の54.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲里\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 80㎡外2筆、合計面積 235㎡。

これにつきましては、昭和42年4月に物置を建築されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は、畑で2、419㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも先日、10日の日に現地確認をしてみました。地元推進委員、諸戸委員と椋下委員と私と、それから事務局とでまいりました。場所は\_\_\_\_\_の北へ約700メートルのところ、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

2番、3番、お願いします。

椋下委員

7番、椋下でございます。去る10月10日の日に、2番でございますが、諸戸部会長と田口委員、それから地元推進委員と事務局と私とで確認をさせてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の真南約20メートルのところ、事務局説明のとおりでございますので、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

それから、3番でございますが、これも10日の日に部会長、それから田口委員と地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_のバス停の北側100メートルぐらいのところでございます。\_\_\_\_\_の真東でございますもので、事務局説明のとおりでございます、何ら問題はないと考えますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 7ページ、8ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町卯ノ花 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 944㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲葉山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 320㎡外1筆、合計面積 627㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、294.72㎡、利用率といたしましては転用面積の47%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外8名、申請地 稲葉町寺平尾 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 396㎡外13筆、8ページをお願いします。合計面積 5,805㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,012.24㎡、利用率といたしましては転用面積の51.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野南出 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 154㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものですが、2月ごろから既にこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町藤里 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 284㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、平成12年ごろから既にこの目的で利用しており、始

末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口小野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 329㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路、駐車場及び物置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野外ヶ野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 929㎡外2筆、合計面積 2,232㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町垣内西上山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 109㎡外2筆、合計面積 305㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を多目的広場及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野東\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 39㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、受人 \_\_\_\_\_外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川戸木\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 315㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件で、合計面積は、1万1,034㎡、このうち田が3,491㎡、畑が7,543㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも先日10日の日に現地確認をしてまいりました。これも地元推進委員、それと諸戸委員と椋下委員と私と、それで事務局と見てまいりました。場所がちょうど\_\_\_\_\_のすぐ東100mぐらいのところ。これも別に何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

2番、3番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。これも去る10日の日に諸戸部会長、それから地元推進委員、それから事務局と私とで見えてまいりました。場所につきましては、\_\_\_\_\_の真東でございます、事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしく願いをいたします。

それから3番でございますが、これも10月10日の午後、守山会長、それから諸戸部会長、それから地元推進委員、それから事務局と私とで確認をさせていただきました。場所が\_\_\_\_\_の南約300メートルのところでございます、以前にも太陽光を隣にしております。事務局説明のとおりでございます、何ら問題はないと考えますので、よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。  
4番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。4番、川合地区でございますが、農業委員、片岡、宮本、守山3名と、地元推進委員と、それから事務局とで申請者の説明を受けたわけでございますが、事務局の説明のとおり、資材置場として確かにビニールパイプがかなり置いてある。水道事業の仕事をやってみえると思います。何ら問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
5番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。10日、中谷、西森の2人と、それから地元推進委員、それから行政書士、それからあと事務局というメンバーで、現地立ち会いさせていただきました。場所ですが、\_\_\_\_\_という場所ですけれども、\_\_\_\_\_のほうへ入っていく信号から北のほうへ、右のほうへ200メートルぐらい上がった右手で、現況は平成20年頃にコンクリート打ったということで始末書も出ているんですけれども、コンクリート打ったそのままというような形でした。ですので、現況まま出てるということなんで、何ら問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。  
6番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局と行政書士とで確認をいたしました。場所は議案第1号の5にありました\_\_\_\_\_の西800メートルほどのところにあります。議案第1号の隣の土地として、もともとこの家、山辺に建っておりますので、駐車場なりというところがすごく狭いというか、ほとんどないようなところでしたので、この機会にということで購入されるということでした。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
7番、8番お願いします。



中谷委員 16番、中谷です。7番です。これは守山会長、諸戸部会長、それから事務局から3名、地元推進委員、西森、中谷両委員と事務局とで確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_から上っていきますと、最初の在所のあたりの右手になります。\_\_\_\_\_のすぐ東の土地でして、現在はかなり放棄をされておりますが、駐車場用地ということですので、何ら問題はないかと思いません。

続きまして、8番ですけども、これは\_\_\_\_\_から山のほうへ入った在所にあります。お寺の駐車場用地並びに多目的広場ということで、何ら問題はないかと思えます。確認は西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局とで行いました。以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
9番、お願ひします。

西森委員 17番、西森です。これも10日、中谷、西森両委員と、それから地元推進委員、それから事務局ということで、見させていただきました。場所なんですが、国道165号線の\_\_\_\_\_の信号から川口方面へ500メートルほど行ったところに、\_\_\_\_\_があり、その西側です。現況というのが、その奥が自分の住まいというような場所で、その手前、道で挟まれた狭い雑種地というような形で、周りは宅地や道ということで、何ら問題はないというような判断をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。  
10番、お願ひします。

結城委員 18番、結城です。10番について説明をいたします。10日の日に事務局と行政書士と、それから地元推進委員と現地確認を行いました。申請人は、家屋を購入して、家族や来賓者の駐車場を建設したいと。一部、庭園もしたいということでございますので、何ら問題はなさそうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思ひます。よろしいですか、10番のほう、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居小野辺町東浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 767㎡外1筆、合計面積 1,113㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に25年間の賃貸借権を設定し、申請地を学童保育施設とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木北和知野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 193㎡外3筆、合計面積 1,272㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.2㎡、日陰部分を避けて設置するため転用面積の37.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は、畑で2,385㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これは先日10日の午後、本庁の事務局、会長、部会長、それから地元推進委員、そして私と見てまいりました。何ら問題ないと思います。事務局の説明どおりです。それで、場所はちょうど\_\_\_\_\_の境目で、\_\_\_\_\_から南へ約500メートルのところですか。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。10日の日に守山会長、諸戸部会長、それと地元推進委員、西森、中谷両委員と事務局、あと業者から2名来ていただきました。場所は、\_\_\_\_\_から南へ800メートルほど行ったところでしょうか。家の間にあるというような土地です。周りのお宅への許可はとってみえるようですが、ここは何かちょっと特殊で、地元全体の許可が要るというようなことでしたので、現地確認の後、14日の日に地元で集まって話をされるということでした。その後、別に問題があるという話は聞こえておりませんので、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
議案第4号について、皆さん方、何かご意見ありましたら、  
よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。  
事務局、説明願います。

事 務 局 10ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。  
番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町大口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 470㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号2、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町津ノ京\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、台帳面積 775㎡のうち195㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は、105.6㎡、転用面積の54.2%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号3、地区 榊原、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原丸ヶ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 469㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上、件数は3件で、合計面積は、1,134㎡、このうち田が469㎡、畑が665㎡でございます。  
いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも先日10日の日に、現地確認をしてみました。これで1番の場所は、ちょうど\_\_\_\_\_の南約300mのところ。これも地元推進委員、農業委員の棕下委員、諸戸委員と私で見えてまいりました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく。

次の2番ですけど、これもちょうど\_\_\_\_\_の東のほうへ約1kmのところですけど、自分のところの庭というたらおかしいけど、はたに自分の住宅があって、その住宅の中で土地があいておるもので、そこへ太陽光でもしようかということですので、これもよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
3番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。これも去る10日の日に、諸戸部会長、それから田口委員さん、それから地元推進委員と、それから事務局と私とで確認をさせてもらいました。場所は\_\_\_\_\_のバス停、約100メートル南のところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。  
事務局、説明願います。

事務局 11ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲里\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 26㎡。

これにつきましては、提出されております昭和63年5月18日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に宅地化していることが確認できます。

番号2、地区 川口、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口杉ヶ瀬\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 442㎡外1筆、合計面積 477㎡。

これにつきましては、提出されております津市発行の課税証明書により、申請地のいずれの建物も昭和56年以前に建築されていることが確認できます。

番号3、地区 下多気、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気下之世古 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 355㎡。

これにつきましては、提出されております平成7年4月27日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に宅地化していることが確認できます。

以上件数は3件で、いずれの案件も、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件になります。  
整理番号1について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも先日10日の日に現地確認をしまいいりました。地元推進委員と、農業委員の諸戸さん、椋下さん、それから事務局と私とで見えまいいりました。これも事務局の説明どおりで、別に何ら問題ないと思いいます。場所は、\_\_\_\_\_のバス停、北へ約100メートルのところですのでよろしくおいいします。

議長 ありがとうございます。  
この件について、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきましたこの1件について、ご異議ございいませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
この案件につきましては証明することに決定したいと思いいます。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件に入らせていただきます。

地元委員の説明を願います。  
2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局とで確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東、約1キロのところ  
です。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願  
いをいたします。

議 長 ありがとうございます。  
3番、お願いします。

結城委員 3番について、説明をいたします。10日の日に事務局と行政書士、地元推  
進委員と現地確認を行いました。内職工場をされているということです。それ  
が作業場を建てて、現在に至っていると。昭和49年ごろにされたというこ  
とで、全ての書類が添付されておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思  
います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご  
異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
これらの案件につきましても証明することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第7号 買受適格証明願（公売）についてを議題とします。  
事務局、説明願います。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
議案第7号 買受適格証明願（公売）についてでございます。  
これにつきましては、津地方裁判所による競売に参加するための買受適格証  
明でございます。

番号1、地区 川口、競売対象農地 白山町川口宮ノ西\_\_\_\_\_、台帳地目・  
現況地目とも田、面積 70㎡外1筆、合計面積 1,031㎡、願出人 \_\_\_\_\_、  
耕作面積 5,255㎡でございます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）  
が同時に出ており、許可要件は満たしていると考えますので、あわせてご審議  
をお願いするものです。

番号2、競売対象農地は番号1と同じでございます。

願出人は、\_\_\_\_\_。

農地法第5条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）  
が同時に出ており、太陽光発電施設の転用で、隣地説明は落札後、事業実施前  
に行う予定となっておりますが、他の許可要件は満たしていると考えますので、

あわせてご審議をお願いするものです。

なお、パネル設置面積は、443.52㎡、転用面積の43%になります。

また、農地区分は第2種農地になります。

番号3、競売対象農地は番号1と同じでございます。

願出人は、\_\_\_\_\_。

農地法第5条第1項の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移転）が同時に出ており、太陽光発電施設への転用で、隣地説明は落札後に行う予定となっておりますが、他の許可要件は満たしていると考えますので、あわせてご審議をお願いするものです。

なお、パネル設置面積は、524.8㎡、転用面積の50.9%になります。

番号4、競売対象農地は番号1と同じでございます。

願出人は、\_\_\_\_\_。

農地法第5条第1項の規定による許可申請（農業委員会・所有権移転）が同時に出ており、太陽光発電施設への転用で、隣地説明は落札後に行う予定となっておりますが、他の許可要件は満たしていると考えますので、あわせてご審議をお願いするものです。

なお、パネル設置面積は、413.28㎡、転用面積の40.1%になります。

以上件数は4件で、いずれの案件につきましても、買受適格要件は満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番から4番までお願いします。

中谷委員

16番、中谷です。10日の日に西森、中谷委員と地元推進委員、それと事務局で確認をしてまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の西約100メートルのところにあります。太陽光発電へのというのがありますが、正直、田んぼでそのまま使っていただきたいような土地でして、できれば農地として使っていただきたいと思っております。事務局の説明どおりですのでよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

守山委員

事務局に聞きたいのですが、台帳地目が田で、現在、公売にかかると。公売で落札になった場合は、下限面積というのは要らないのか。

事 務 局

当然、1番の方については、下限面積要件に該当してきます。1番の方の耕作面積につきましても、5,255㎡、現在耕作されておるということで、下限面積はクリアされておるというふうな状況でございます。

守山委員

それでしたら、それは1番、ええとして、太陽光発電施設用地ということでしたら、これはあくまでも入札で落ちた場合に転用するということですね。

事務局	そういうことです。
守山委員	それで、これ公売にかかって取得するのに、今も言うたように下限面積、田で買うのですよね。
事務局	いえ、もうこれは同時に5条の許可申請がでております。
守山委員	もう出ているのか。
事務局	一緒に出ています。ご審議いただくに当たっても、転用の関係も一緒にご審議いただくという形になります。ただ、落札してないもので、隣接農地への説明というのは、落札したあかつきに行いたいという形になっております。
守山委員	これは2種か、3種か。
事務局	2種です。
守山委員	あの辺は農用地ではないのか。
事務局	こちらの件ですが、対象地は農用地外です。
西森委員	怖いのは、これがきっかけになって、せつかく農地になっているところが、こういうのが増えてくるのがやっぱり怖いのです。1つきっかけになることが怖いのです。
議長	あと、皆さん方、ご意見よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ありませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事務局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で4万2,046㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転で5,310㎡、契約件数は13件でございます。



一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5万2, 111㎡、畑の賃貸借で1, 368㎡、契約件数は58件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万44㎡、畑の使用貸借で2, 960㎡、契約件数は5件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で650㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて10万4, 851㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転で9, 638㎡、合計契約件数は77件、合計面積は11万4, 489㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区26件、白山地区2件で、合計33件、合計面積は9万1, 597㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で42.9%、面積では80%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をいただきますが、整理番号6番についてです。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

よろしいですか。

それでは、この1件についていかがですか、皆さん。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきまして適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後4時02分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年10月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_